

請求書の押印省略等に関する Q & A

R7.4.1～

No.	質 問	回 答
I 押印省略の対象等		
1	請求書への押印を省略することができるのはいつからですか。	令和7年4月1日以降の日付で提出される請求書が対象となります。
2	全ての請求書が対象ですか。	法令等により押印を求められているものは対象外となります。
3	請求書以外の書類についても押印を省略することができますか。	契約書、請書、見積書、入札書及び委任状は、引き続き押印を省略することができませんが、納品書への押印は省略できます。
4	押印を省略することができるのはどのような印ですか。	法人印（角印）、代表者印（実印）、担当者印等の全ての印です。
5	請求書に押印したものを提出してもよいですか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。
II 押印省略の要件（法人・各種団体・個人事業主）		
6	どのようにすれば請求書への押印を省略することができますか。	請求書に次のいずれかの記載がある場合は、請求書への押印を省略することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書に「担当者の氏名及び連絡先電話番号※」の記載がある場合 ・ 請求書に「適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）及び連絡先電話番号※」の記載がある場合 ※請求内容の確認のため、連絡する場合があります。
7	No.6中の「担当者」とは誰のことですか。	請求書に関する事務を担当する方です。
8	代表者と担当者が同じ場合は、どのように記載すればよいですか。	代表者と担当者が同じ場合でも、「代表者氏名」と「担当者氏名」をそれぞれ記載してください。
9	「担当者の氏名」は、苗字のみの記載でもよいですか。	フルネームで記載してください。
10	No.6の記載事項は、手書きで記載してもよいですか。	手書きでもよいですが、消せる筆記用具では記載できません。
11	連絡先電話番号は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話の設置がない場合は、携帯電話番号※を記載してください。 ※請求内容の確認のため、連絡する場合があります。
III 押印省略の要件（個人）		
12	どのようにすれば請求書への押印を省略することができますか。	請求書に連絡先電話番号※の記載がある場合は、請求書への押印を省略することができます。 ※請求内容の確認のため、連絡する場合があります。

IV 電子メール等による提出関連		
13	押印を省略した請求書は電子メールで提出できますか。	<p>電子メールによる提出も可能です。送信先メールアドレスは担当部署に確認してください。</p> <p>請求書は改ざん防止のため、PDF形式の添付ファイルとし、内容が鮮明に読み取れるものとしてください。</p> <p>また、提出後は担当部署に受信確認の連絡をしてください。</p>
14	押印を省略した請求書はFAXで提出できますか。	<p>請求書の内容が鮮明に読み取れるものに限り、FAXによる提出も可能です。</p> <p>提出後は担当部署に受信確認の連絡をしてください。</p>
15	押印した請求書を電子メールやFAXで提出することも可能ですか。	<p>可能です。</p> <p>ただし、押印を省略する場合と同様に「担当者の氏名及び連絡先電話番号」又は「適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）及び連絡先電話番号」の記載が必要となります。</p> <p>提出後は担当部署に受信確認の連絡をしてください。</p>
V その他		
16	押印を省略した請求書の内容に訂正がある場合の対応方法を教えてください。	<p>差替えでの対応となりますので、請求書を再度作成してください。</p>
17	請求書の宛名を教えてください。	<p>請求書の宛名は、「盛岡地区広域消防組合 管理者」となります。</p>